

郵送による運転免許証有効期間の延長手続の流れ

運転免許証更新対象者

以下の書類を石川県運転免許センターに郵送

【送付書類等】

- 更新手続開始申請書
(県警ウェブサイト参照)
- 運転免許証の写し
- 返信用封筒
(基本料金84円+簡易書留320円
=404円分の切手貼付)

シール様式

氏名(免許証番号)
更新手続中 令和2年○月○日まで運転及び
更新可能
受付 令和○年○月○日 石川県公安委員会

※ 注意事項

運転免許証裏面備考欄へのシール貼付がなされるまで、運転及び更新可能期間の延長手続は完了しませんので、自動車等の運転はしないで下さい。

また、シールに記載された日までに更新を行わなかった場合、運転免許は失効しますので御注意下さい。

シール受領
運転免許証裏面備考欄に貼付

石川県運転免許センター

更新手続開始申請書受理

申請書を確認した後に、シール(運転免許証裏面備考欄補助用紙)を作成

返信用封筒にシール及び注意事項を同封し、更新対象者に送付